

2025 年度版ソフトバレーボール競技規則の修正点（詳解）

2025年3月

公益財団法人日本バレーボール協会

審判規則委員会

6・9人制バレーボールの長所を生かしながらソフトバレーボールの本質である「いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも」に沿い適合したものとなるよう心掛け編集を行いました。

本年度は、競技場の表記を競技エリアに、選手またはボールがフリーゾーンを越えた場合の基準を完全に越えた場合に統一するなど、以下の修正を行いました。

なお、前年度から修正および訂正した部分は下線で表記しました。

●修正点

I. 条文の修正

第1章 施設と用具

1 競技エリア（第1図）

1.1 競技エリア

1.1.1 競技エリアには、コートおよびフリーゾーンが含まれる。

1.1.2 競技エリアの表面から最低限7mの高さとフリーゾーンにはネット、支柱、審判台を除き、一切の障害物があってはならない。

1.1.3 競技エリアは、平坦かつ水平であり、荒れていたり滑りやすい表面であってはならない。

〈第1図 競技エリアの規格〉

⇒競技場の表記を競技エリアに修正した。

第5章 プレー上の動作と反則

19 アタックヒット

19.5 「ファミリーの部」では、ボール全体がネット上端より高い位置にあるとき、バックに位置した大人の選手がアタックヒットを完了したときは反則となる。

⇒サービスされたボール全体の表記に誤りがあったため、「サービスされた」の表記を削除した。

22 プレー上の反則

22.1 ペネトレーションフォルト

22.1.3 センターラインを完全に越えて、相手コートに接触したとき。ただし、片方の足（両足）または片方の手（両手）の一部がセンターラインに接触しているか、その真上に残っていれば許される。しかし、肘、膝、頭などの身体部分が相手コートに接触した場合は反則となる。（第8図）

⇒本文表記に誤りがあり、「残っていなければ許される。」の表記を「残っていれば許される。」に修正した。

22. 12. 5 ボールが完全にフリーゾーンを越えたとき。

⇒「フリーゾーンを超えたとき。」を「完全にフリーゾーンを越えたとき。」とし、22. 1. 4の選手の場合とボールの場合の基準を統一する修正をした。

22. 12. 6 他の選手や競技エリア内の物体で身体を支えたり、これを利用してボールをプレーしたとき。

⇒競技場の表記を競技エリアに修正した。

第7章 審判員の責務および公式ハンドシグナル

26 主 審

26. 1 権 限

26. 1. 4 主審は、試合開始前あるいは試合中に、競技エリアやその状況が競技に適しているかどうかを決定する責任をもつ。

⇒競技場の表記を競技エリアに修正した。

26. 2 責 務

26. 2. 1 主審は、試合開始前

26. 2. 1. 1 競技エリア、ボールや他の用具の状態を点検する。

⇒競技場の表記を競技エリアに修正した。

26. 2. 2. 3 特殊な事情が発生したときは、吹笛しラリーを中断する。

⇒反則の場合と特殊な事情による中断の場合の吹笛を区分するため、26. 2. 2. 2 の(d)を削除し、新たな条項を追加した。

27 副 審

27. 2 責 務

27. 2. 2 次の反則があったときは、吹笛し続いて公式ハンドシグナルを用いて、その種類を示す。ただし、主審の吹笛に続いて他の反則の吹笛はしない。

⇒副審が吹笛し判定する反則の手続きを解りやすい文章に修正した。

27. 2. 3 特殊な事情が発生したときは、吹笛しラリーを中断する。

⇒反則の場合と特殊な事情による中断の場合の吹笛を区分するため、27. 2. 2. 6 を削除し、新たな条項を追加した。

31 主審と副審の公式ハンドシグナル（第10図）

第10図 主審と副審の公式ハンドシグナル

●ペネトレーションフォルト ⑮

規則 17. 4. 5、17. 4. 6、22. 1、26. 2. 2. 2(b)、27. 2. 2. 3

⇒規則条項の修正をした。

II. その他

規則、公式記録記入法、プロトコールおよびケースブックをより読み易く理解しやすいように表記の見直し、字句を修正した。